

## 今後の検討項目について

### 1. 義務化の検討

#### 出入口

- 店舗の出入口における段差の解消

#### 移動等円滑化経路

- 500㎡未満の2階建て建築物の移動等円滑化経路の考え方

#### エレベーター

- エレベーターの現在位置等の表示（音声案内と同様にそれ以外の可視化）

#### 便所

- 非常時のための設備：聴覚障害者等への非常時の情報伝達方法（フラッシュライト等の光警報装置）
- 大人用介護ベッドの大きさの下限の見直し（現行“義務 1.2m～”、“望ましい整備 1.5m～1.8m”）
- 大人用介護ベッドの高さ（現行“望ましい整備 50 cm程度”）
- 大人用介護ベッドの設置義務要件（現行“義務 10,000㎡以上”、“望ましい整備 2,000㎡以上”）

#### 駐車場

- 共同住宅等における居住者用駐車場区画への車椅子利用者駐車場の整備

#### 内装等

- レジカウンター前1レーンは、車いす利用者が通れる有効幅員90cmを確保
- 飲食店の固定席を設ける場合の割合（総客席数の1/2未満）
- 劇場、観覧席、演劇場、集会場又は公会堂の客席について、サイトラインの確保及び車椅子利用者用客席数の見直し

### 2. 大阪・関西万博「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」等の内容を受けての改訂検討